

事 務 連 絡
平成26年9月26日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関するリーフレットについて

標記について、平成26年7月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関するリーフレットについて」により、周知させていただいたところですが、

これにより、かかりつけ医療機関で当該定期接種を受けられる方に対しては、当該定期接種について、接種前に改めて御理解いただくことを目的としたリーフレットを配付させていただいているところです。今般、当該リーフレットについて、「「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について」(平成26年9月26日付け健発0926第1号・薬食発0926第7号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。)を受け、接種後に一定の症状が発生した場合には、接種した医師に相談することを促すほか、接種した医師等以外の医師等による診察を受ける場合においては、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けたかどうかを伝えていただくよう記載の追加を行ったところです。

つきましては、貴管内の市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び医療機関等の関係機関へ情報提供していただくようお願いいたします。

(別添)

被接種者向けリーフレット

(参考)

予防接種情報ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html